

平成二十一年第四回垂井町議会臨時会

平成二十一年五月二十八日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	墳	理	君
二	番	吉	野	誠	君
三	番	木	村	千	秋
四	番	栗	田	利	朗
五	番	広	瀬	文	典
六	番	奥	村	耕	作
七	番				
八	番	末	政	京	子
九	番	岩	崎	秋	夫
十	番	丹	羽	豊	次
十一	番	小	林	敏	美
十二	番	広	瀬	康	君
十三	番	衣	斐	弘	修
欠席議員	なし				

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	陽	一	
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第四回垂井町議会臨時会議事日程

開議 平成二十一年五月二十八日（木）

午前九時

日程第一 議第三十八号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償

等に関する条例の一部改正について

日程第二 議第三十九号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第三 議第四十号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十一年第四回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時十一分）

お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日一日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、六番奥村耕作君、八番末政京子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第三十八号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第一、議第三十八号垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、本議会上程いたしました議案のうち、議第三十八号垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職職員の給与改定に伴い、平成二十一年六月に支給する議会議員の期末手当の支給割合を暫定的に引き下げるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさしますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第三十八号垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、去る五月一日に、一般職国家公務員の平成二十一年六月期の期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げる人事院勧告がなされ、これを受けて政府は、五月八日の閣議で勧告どおり実施することを決定されました。町では、この国の取り扱いに準ずるために、六月期に限って期末・勤勉手

当の支給月数を暫定的に引き下げるべく、支給基準日の六月一日の前日までに改正条例を公布する必要がある、このたび垂井町一般職の給与改定に準じて改正を提案させていただくものでございます。

今回の改正は附則に追加するもので、条項別の新旧対照表がございませんので、条例読みかえ表を作成し配付をさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは改正する条例の条文に入らせていただきます。

垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加えるということで、三項、平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の二百十二・五」とあるのは、「百分の百九十五」とするもので、百分の十七・五を減じることとなります。

この条例は、公布の日から施行するものとさせていただきます。

なお、今回の特例措置によります議員期末手当の総額は五十八万円ほど減少することとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。（午前九時十六分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前九時四十一分）

これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 質問いたします。今回の一時金カット、減額に対してですが、これは人事院勧告に従っていくわけで、この後に上程される一般職あるいは特別職の問題と絡まっておるわけですから、これだけ切り離して考えるわけにはいきませぬけれども、それを想定して御質問したいと思います。

町長は、今回の人事院勧告に対して、いろんな批判があること、特にあの定額給付金による税金のばらまき、そして今回のこの急遽暫定的な勧告も、人事院が暫定的に勧告すること自身が、「暫定」という言葉を使うこと自身が既に異常なわけですけども、そういう状況の中で、例えば岐阜県はどうか、あるいは近隣の市町村はどうか、どういう対応をしているのか、そのことも含めてですが、今回の暫定的なこの人事院勧告に対して、町長はどのように受けとめてみえるのか、それをお伺いしたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回の人勧に対する私の思いということでございますし、近隣市町村、県との対応についてのお尋ねかというふうに思います。

まず、今回の人勧のあり方というのは、今までにない、通常、八月、九月に出る状況でございますので、六月一日付を対象にした形で出されるのは極めて異例というふうに認識をまずしておりますが、これについて、今の経済状況等が百年に一度と言われる

経済不況の中で、生活が非常に困窮してある状況の中であって、公務員のボーナスが現状維持、あるいは増という形の中でいいのかという人事院の勧告であろうかというふうに思います。

翻って、各県、あるいは市町村においては、人事委員会、こういった勧告するものがないと、県においては人事委員会を持っておりまして、人事委員会独自の勧告があるわけでございますけれども、我々市町村にとりましてはそういったものがないという状況の中で、国の人事院勧告に準じて今までやってきた。プラスになるときは当然それに乗った形でやっておりますが、マイナスのときだけはこれに反するというのはいかなるものか。やはり人勤、すべて判断をされた上での答申が出ておるわけでございますので、それに従っていくのが一つの方向性かなというふうにも思います。

それと、県においては、やはり財源不足ということで、今年度当初に賃金がカットされておるといふ状況であります。そういったことも踏まえて、県では実施しないという方向になりました。また、近隣市町村におきましては、西濃管内では、関ヶ原町は実施しないということをおられるようでありますけれども、他の市町はすべて実施するという方向を伺っております。そういったことを考えたときに、住民の皆さんが今本当に苦しんでみえる部分をやはり少しでも我々も応分に感じていくという部分での今回の切り下げというのはやむを得ないものではないかなというふうに私は認識をしておりますのでございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「挙手する者あり」

六番奥村耕作君。

「奥村耕作君登壇」

六番（奥村耕作君） では質問させていただきます。

まず、この人事院勧告と議員の期末手当と、これはどのような関係があるものかということをお聞きします。町長は、垂井町では人事院勧告に従って慣例的に議員の期末手当なり決めておるといふことですが、過去にいろんな慣例を変えられてされた町長が言う言葉とは私は思えないのですが、その辺まず、人事院勧告と議員期末手当の関係をお聞かせください。

それから二番目に、今回、人事院勧告があったから軽減したとこの軽減した理由をお聞かせください。

それと三番目に、本来このような議案に関しては、やはり議員との話をし、議員にある程度の了解をもらってから提案すべきではないかと。職員組合には事前に話をされ、了解をもらっておるといふふうに聞いております。なぜ事前に我々に協議していただけなかったかと、その点をお伺いします。

それから四番目に、約一千五百万円の経費が、今回三議案に対して一千五百万円のお金が浮いてくるというふうに聞いております。これは、職員、議員、特別職、それぞれ身を削ったお金であります。これをやはり有効に使っていただきたいなと、そう思うのですが、その使い道とかは考えておられるでしょうか。

最後に、非常にこの議員というの嫌なことを決めなければならぬなど。自身の報酬を下げるというのは、これはしようがないなと思います。特別職につきましては特別職の町長が提案されたんでありますから、これもやむを得ない。でも職員に関して、

我々が職員の期末手当を削減するという議案を承認せざるを得ないなというふうな思いでは、非常に嫌な立場ではあるなというふうな思いがあり、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、人事院勧告と給料、これは一般職員向けではありますが、議員との関係、これは特にございません。あくまで参考にしてという形で対応してきているものでございます。まさにこれは慣例でやっておるといような状況に当たるかというふうに思います。ですから、その後になりました軽減の理由というのは、やはり、人勤が調査した結果としてこうして出てきておると。従前、今までは給与アップという場合に人事院の勧告に従ってやってきておるわけで、そういった調査に基づいて、先ほど十二番議員の質問にもお答えしましたけれども、各市町においてはそういった調査機能を持っておりませんので、基本的に国の調査、人勤に準じて判断をしておるといのが実情かというふうに思います。そういった部分で軽減、増も今まであったわけですが、今回、減という形、これは人勤が今の社会情勢を調べた上での判断ということで、これを尊重して受け入れるものというふうに私は認識をしております。

また、議会の了解というお話でございましたが、今回上程するに当たって議会運営委員会を開いていただき、また総務産業建設委員会にもこの議案等、担当所管ということで説明をまいり

ました。その折に、全員での了解を求めるといようなお話も一切なく、我々としてしましては、そういった手順を踏んでこうして上程してきたというふうに認識をしております。ですから、これをもし議員提案という形でされるのであれば、どこかの時点でそういった思いというものをを出していただければ、当然、これは先ほど言いましたように慣例といいますが、今までの流れの中で我々は上程をしておりますので、議会の議案として上程されるのであれば、そのことについては我々はいささかも反対するものではありません。よろしく御理解をいただきたいと思います。

また、この後にあります特別職、一般職員、合わせまして一千五百万円余の削減額になるわけでありませけれども、当然、人件費というのは、この後の八月に行われます正規の人勤等におきましてもまだ変動が予測されるところでございます。最終的に人件費等の増減については、やはり最終段階、年度末において調整をするのがしかるべき筋かなと。今ここで余ったからこれを一気に一千五百万円で別に何か行事を組む、あるいは予算執行を考えると、いう段階ではないと認識をしております。仮に最終的に余った状態においても、やはり翌年度の財源として予備費に充てるとか、繰り越しに使うとか、そういった形で翌年度の財源にしていくのが通常の流れかと理解しております。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） ただいま町長から説明をいただいたんですが、人事院勧告によって今回は下げると。通常、もし人事院勧告

で報酬アップとかなれば職員の給料を上げると。そのような場合、議員に対してはどのような考え、下げるときだけ人事院勧告に従って、上げるときは何もしないのかと。それと、例えば報酬審議会を開くとか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

それと、議員提案もされれば町長としては別に構わないというふうに言われましたが、議員提案をするかしないかというのは、機会すら今回はなかったんではないかと思うんです。議運の方にはあつたかもわかりませんが、私にはなかったと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

当然に今までの人勧の流れの中でベースアップとか率のアップというのはあつたわけで、そのときは準じてやってこられました。ただ、平成十九年の時点で一般職員の給与が〇・五上がったんですが、そのときは行革の流れの中で議会はそのまま上げないという判断をされて現状に来ております。ですから今回、一般職と議員の方の下げ率が若干違うのは、そういった部分の是正をするために少し差が出ておるといのが今回の提案の内容でございます。そういった形で、当然に上がるときは上げる、それをまた、要するに慣例といいますが、同じ形で議会の方にも提案をして、議会も上がってきた、あるいは下げるときは下げるといって、一緒になった連動した形の中で動いてきているのが現状かと思えます。

また、議員には議員提案する機会がなかったということでございますが、委員会に折に説明もいたしております。ですから、当

然きょうまで日にちがあるわけで、その中で、これは議員として提案すべきだという思いがあるんであれば、議長を通じてその旨を提案していただければ、我々はそれに対して対応していくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） この議案、後の二議案も関連してありますけれども、このような異常な形で人事院勧告が暫定的に出され、国民の好感を得ているかどうかわかりませんが、しかし、先ほども言っていましたように定額給付金、今度の莫大な補正予算という国のやり方、それが直接もるに私たちの議会にも、あるいは地方にも及んできているという、この情けない状況を私は何としてもそれは理解ができません。したがって、今回のこの提案については、私は態度を留保したいと思います。よろしく申し上げます。

〔発言する者あり〕

基本的には反対なんですよね。だけれども、住民の感情もあるし、いろんなことを勘案してそうなんです、ここで反対して…。

〔発言する者あり〕

はい。わかります。でも、そういう心情を皆さんにわかってほしいのであえて言いました。以上です。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

〔広瀬康君退場〕

採決は起立により行います。

議第三十八号垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔広瀬康君入場着席〕

日程第二 議第三十九号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第三十九号垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十九号垂井町常勤の特別職職員の給

与に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほどの議第三十八号と同じく、一般職職員の給与改定に伴い、平成二十一年六月に支給する特別職職員の期末手当の支給割合を暫定的に引き下げるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたささせていただきますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第三十九号垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、人事院勧告に従い、平成二十一年六月期の期末手当の支給月数を、垂井町一般職の給与改定に準じて暫定的に引き下げるもので、支給基準日の六月一日の前日までに改正条例を公布する必要があり、このたび提案をさせていただくものでございます。

この条例改正も附則に追加するもので、条項別の新旧対照表がございませんので、お手元に条例読みかえ表を作成し配付をさせていただきますので、御参照いただきたいと思います。

それでは改正する条例の本文に入ります。

垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加えるということで、八項、平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の二百十二・五」とあるのは「百分の百九十五」とするもので、百分の十七・五を減じることとなります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。なお、今回の特例措置によります常勤の特別職職員の期末手当の総額は二十七万円ほど減少するということとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

〔広瀬康君退場〕

お諮りいたします。議第三十九号垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔広瀬康君入場着席〕

日程第三 議第四十号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第四十号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第四十号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国に準じて平成二十一年六月に支給する一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を暫定的に引き下げるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさしますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第四十号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、一般職国家公務員の平成二十一年六月期の期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げる人事院勧告が五月一日になされ、これを受けて政府は、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、現下の社会・経済情勢など国政全般の観点から、五月八日の閣議で勧告どおり実施することの決定がなされました。同日、

総務省から、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえつつ、国の取り扱いを基本として対応されたい旨の通達があり、垂井町は国の取り扱いに準ずるために、六月期に限って期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げるべく、支給基準日の六月一日の前日まで改正条例を公布する必要がある、このたび御提案をさせていただくものでございます。

今回の改正は附則に追加するもので、お手元に新旧対照表にかえて条例読みかえ表を作成し配付をさせていただいておりますので、御参照いただきたいと存じます。

それでは改正する条例の本文に入ります。

垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加えるということで、二十二項、平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第十九条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」と、同条第三項中、この項は再任用職員の規定でございますが、「百分の七十五」を「百分の七十」と、勤勉手当に関する第二十条第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の七十」と、同項第二号中、この号は再任用職員の規定でございますが、「百分の三十五」を「百分の三十」とするものでございます。職員にしましては、期末・勤勉手当の合計支給割合を百分の二十減じることとなります。再任用職員にしましては、合計支給割合を百分の十減じることとなります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、今回の特例措置によります職員の期末・勤勉手当の総額は一千四百三十四万円ほど減少することとなるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

十二番 広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） この案件については反対の立場で討論に参加したいと思います。

この一時金のカットは、自民党が減額法案を検討し始めたことから始まったわけですが、選挙向けに公務員をたたいたというふうにはアピールすることや、あるいはルール無視の賃下げ実績づくりがねらいであって、党利党略以外の何物でもありません。公務員の一時金削減は、春闘真ただ中の中で、民間の中小企業の限定された枠で調査をして賃金の抑え込みを図り、そして審議がこれから始まるうとしている地域最低賃金の改定にも冷水をかけることとなります。地方公務員の一時金カットの動きも広がっております。本当に否定的な影響ははかり知れませんが。

景気がひどい状況の中で、みんな困っているんだから公務員だけのほほんとしているわけにいかんという、そういう単純な問題ではないと思えます。じゃあ、今、提案がありましたように職員のこの一時金カットで千四百三十四万円ものあれが削減されるわけですが、じゃあそれが景気回復になるのか、あるいは中

小零細企業の、感情論ではわかりませんが、それにどれだけの恩典、あるいは効果があるか。全然ないですよ、そんなものね。ですから、結局、一方的に、こういう苦しい中で公務員だけをのほほんとさせるわけにはいかないので、おれたちはたたき込んだんやというふうに宣伝したいわけですね。そういう宣伝に使われるというのは、たまらんですわ。

しかも、もう何度も申し上げているように、大企業は本当に笑いがとまらないほど、まだ昨年の初めまでは大もうけをしてきた。そのもうけの部分を内部留保を一切出せないで、そしていわゆる雇用を切っていく、あるいは派遣切りをする。一層、庶民を圧迫している状況です。しかも今度の補正予算についても、大企業なんかに対する助成といいますが、エコカーの問題だとか電気製品の問題もそうですが、それをするとどれだけ助成をするという、そういうやり方だけです。法人税も減税します。庶民に、特にあなたの生活も困る人たちに直接影響を与えるということについては、やはり景気を向上させる、あるいは内需拡大をすることによってのみこの問題は解決すると私たちは思っています。そういう意味で、このやり方はこそくであり、党利党略以外の何物でもない。そういう意味で、私はこの問題、議員の報酬については問題がいろいろありますけれども、この問題については本当に、千四百三十四万円という大きな金が、結局、職員がそれを使えなくなるわけですから、ですから冷え込ませるようになるわけですよ、逆にね。ですから、私はこの案には反対をいたします。議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

「挙手する者あり」

六番奥村耕作君。

「奥村耕作君登壇」

六番（奥村耕作君） 先ほどの議員の報酬のときに、余ったお金はどうするんだと聞いたときに、町長は不用金として繰り越すしかないというふうにお答えがありました。それでは、今、同僚議員が聞かれましたように千四百三十四万円、これは逆経済効果でもあると思いますし、私はそれを支払って千四百三十四万円を職員が使っていただくという条件で、この議案に対しては反対いたします。

「議長」と呼ぶ者あり

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

「丹羽豊次君登壇」

十番（丹羽豊次君） 私は、ただいま上程されております議第四十号の垂井町職員給与に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましては、やはり今、百年に一度という経済未曾有の中の状況でもございます。垂井町内外の企業の方々、また全国企業の方々等々を見ますと、やはり経済情勢がこのような状況で、いつ回復の見込みがあるかというような形でもございます。そんな中で、人事院が全国各企業を調査されまして、このような期末手当の月額を〇・二カ月減というような形に勧告されたわけでございます。そんな中でございますので、やはり勧告を重視していただき、この条例を作成されておりますので、この提案には私は賛成いたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第四十号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第四回垂井町議会臨時会を閉会いたします。（午前十時十五分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣 斐 弘 修

議員 奥 村 耕 作

議員 末 政 京 子